

弘前大学大学院医学研究科泌尿器科学講座「弘舟会」会則

1. 名 称 本会は弘前大学大学院医学研究科泌尿器科学講座同門会であり「弘舟会」と称する。
2. 目 的 本会は会員相互の学識の向上と親睦および相互扶助をはかり、また弘前大学大学院医学研究科泌尿器科学講座の発展に寄与することを目的とする。
3. 会 員 本会の会員は次のとおりとする。
弘前大学大学院医学研究科泌尿器科学講座に在籍したものおよび講座に縁故のある者
4. 役 員 名誉会長：元教授及び前教授を推戴する。
会長：幹事会で推薦し、総会にて承認を受ける。
幹事長：幹事長は幹事の互選によって選出し、本会の運営実務を掌握する。
幹事：幹事は会員から互選し、総会にて承認する。
教室内から准教授、講座会議長と、教室外会員から若干名をあてる。
会計および会計監査：会員の中から会計責任者と会計監査各1名を置く。
それぞれの任期は2年とし、再任を妨げない。
5. 事 業 1. 総会：年1回の総会を開催する。総会の決議は出席者の過半数を持って決定する。
2. 会報：定期的に会報を発行する。
3. その他：本会の目的達成に必要な事業を行う。
6. 会 計 1. 本会の会計は会費及び寄付金による。会費は総会の決議を経てこれを決める。
2. 会計年度は、7月から翌年6月までとする。
3. 名誉会長は会費を負担することを要しない。
7. 本会の会則に定めない事項については、幹事会の決議によりこれを決める。
8. 事務局 本会の事務局を弘前大学大学院医学研究科泌尿器科学講座に置く。
9. 退 会 1. 会員の希望により退会を申し出た者については、会長が退会を承認する。
2. 正当な理由なく、5年以上にわたり会費を滞納した場合、幹事会の承認をもって当該会員を退会もしくは旧会員とする。
10. 会則の変更 会則の変更は総会の決議による。

附則1. 本会則は2018年7月15日より施行する。

附則2. 年会費は、医師会員は10,000円を、非医師会員は5,000円を支払うものとする。
ただし、75歳になる年度より年会費は免除とする。

附則3. 本会則改正は2022年7月17日より施行する。